

度のもとの限定するを普通とすべく、従て其の他は沈材と稱すべく、潤葉樹の大部分は、沈材とするを普通とす。

されば、従來の流材の實況に徴するに、潤葉樹は其の大部分を占むるを以て、設計説明書記載の如く、浮材は流送材の五〇%を占むるものとなすは過大に失するものなり。尤も潤葉樹中流送に際し、水面に沈下せるものは相當多量に達すべく、又貯材池等に於ても、材の一部は水面上に浮くものあるべしと雖も、其の狀況は針葉樹に比し、著しく異なるものあり。即ち木口の一方に於て木材の一部浮くも他方木口は深く水面下に沈下するを普通とすべく、流送に際し假繩等を以て能く抑留し得べくもあらざれば、假令材の一部分浮くと雖も、此種木材は沈材と同一に取扱ふを要す。

以上。

之を讀まれたら分る如く、農林省の山林局は、浮材を全流送材の五〇%と見るのは少な過ぎると云つて居る。即ち沈材は、總流材の五〇%以上あると見て居るのである。それを電氣會社側は一〇%もないと云ふのだから、實に亂暴な斷定である。

それから尙ほ電氣會社側は『飛州側では七萬石の木材が行衛不明になつたと云つて居るが、左様に澤山な木材が湖水内に沈んでは汽船の航行が出来ぬではないか』と云つて居るが、湛水區域を航行する船は、潜水艇でなくて、水面を滑走する小舟である。木材が沈んでも航行の出来ぬ譯がない。辯明もこれまで來ると、滑稽になる。大會社の態度としては、惜しむ可きである要するに、電氣會社側が、沈材は僅か八%に過ぎなかつたと云ふのは、自殺的の辯明である。電氣會社の流材設備が不完全であり、其取扱が亂暴であつた爲めにそう云ふ結果になつたもので、其事實こそ我々の主張を裏書する有方な證據である。

#### 一四

#### (六) 喪失材に就て

電氣會社側は、我々の主張する喪失材を全部否定して居る。即ち我々が二十八萬石の流材中、七萬石行衛不明になつたと云ふのに對して、電氣會社側は、左様なものは一本もないと云ふのである。

電氣會社側が、斯くいふ材料として、先づ第一に、我々の發表した總流材を嘘だと云つて居る。そして、之を立證する爲めに、法廷に於てなしたる我々の答辯を擧げて居る。

電氣會社曰く、木材業者は富山縣廳から二十八萬石の流材許可を受けた。其内七萬石は富山縣内から出るものであるが、差引二十一萬石は岐阜縣から流れて來るものである。然るに、岐阜縣廳からは十六萬石の流材許可しか受けて居ない。彼我の對照に於て五萬石の差がある。これは何故であるか。此事を法廷で訊問されたら、平野君は脱税をする爲めにワザと岐阜縣の方を少くしたのだと答辯して居る。これでは立證にならう筈がない。飛州側の發表は出鱈目だと云ふのである。

隨分皮肉な論駁ではないか。何處までも三百代言式である。

富山縣廳の方は、到着材の數量で課税され、税金と出願材の數量とは何の關係もないから、木材業者は、流材の數量を正直に出願する。

處が、岐阜縣の方は、認定課税になつて居る。未だ山に木が在る際に、稅務署の役人がやつて來る。そして、本年の流材は凡そこれ位の處では……といふやうな事で妥協する。それで

課税の數量が定められるのである。

課税の數量が定まると、それを其儘書いて縣廳へ出し、流材の認可を受ける。それで實際數量と相違するのである。

我々は、裁判所で、兩縣に於ける數量の相違を訊かれた時、右の事實を有りの儘に述べた。

其時、電氣會社側の辯護士は、之に乗じて、

『原告は重大なる脱税行爲を自白して居ります。之に就て御追求を願ひます』

と裁判官に要求した。然し、裁判官は、

『本件とは目的を異にするから……』

と答へて、それなりにしたのであつた。

電氣會社側はこれを論駁の材料にして居るのである。

こんな辯駁をした處で、誰が承服するか。世人は唯其態度が徹頭徹尾三百代言的なるに呆れるばかりであらう。

以上が兩者主張の概要である。

其主張のいづれが正しいか。それは讀者の判断に任ずとして、筆者は、更に七萬石の材料が、果して湛水内に沈んだか否かを見る爲めに行はれた、實地檢證の狀況を記述するであらう。

### 實地檢證

一

七萬石の木材が行衛不明になつたならぬの論争に對し、飛州木材は、大阪裁判所に實地檢證を要求した。大阪裁判所は、此要求を受理して、昨年九月十九日、二十日の兩日に、庄川筋に於ける流木設備の實地檢證を行つた。其時の臨場者は、左の如くであつた。

#### 裁判所側

裁判長	判事片	山	通	夫
判事川	喜	多	正	時
判事松	本	圭	三	
書記原	田	正	路	

電氣會社側

辯護士大西耕三	庄電土木課長西岡利八	日電訴訟係前澤秀榮	昭電現場主任稻葉重治	現場員多數
---------	------------	-----------	------------	-------

飛州木材側

辯護士伊藤重次	辯護士仲節雄	飛州支配人重原正重	同高山支店長田原則久	同出材主任小西正之	青島支店員二三名
---------	--------	-----------	------------	-----------	----------

之に流材關係の木材業者が十名ばかり加はり、檢證の土地々々には其村の村長及有志が案内役として參加し、外に潜水及木材掘出人夫も現場に立會ひ、一行は四五十名の大團體となつた。

檢證は見座の運材取容れ設備から始められた。此所では水勢、川幅西岸の地沁り及龜裂狀態等を寫眞に撮つたゞけで、大した議論もなかつたが、それより馬蒐場貯木場を一見して、一同船に乗り、下梨橋の埋没木材引揚作業現場に至つて、激烈なる彼我の論戰が行はれた。

飛州側辯護士 後に提出する甲第五十二號證に記載しある如く、潜水夫岩佐文藏、土佐島吉、光田秀治の三名が、八月二十九日より九月十八日迄の間に、下梨橋附近の湛水から埋没材を一千七十九本引揚げました。外にヤス突きを以て引揚げたもの二三百本、自然露出のもの一千三百五十七本、合計二千數百本の埋没材を引揚げたのです。

右の引揚材は、大部分河岸に繋留して置きましたが、本日は増水の爲めに見えないものもあります。引揚材はいづれも二三尺乃至五尺位の深さの土砂中に埋没して居たもので、中には十尺位の深さに埋没して居たものもあり、夫等は引揚不能の爲め抛棄しました。引揚材は全部昨年未より本年に至る流木許可期間中のものであります。

日電側辯護士 幾らか埋没材のあつた事は認めます。然し、飛州側の云ふが如く左様に多量であつたかどうかは問題であります。又、埋没材の全部が流木許可期間中のものであつたといふ事は承認出来ません。

埋没材の中には、數年前からのものもある筈です。

のみならず、本年二月二十三日流木許可の取消に依り「クリップウオーク」を撤去してから後に埋没した木材が多數ある筈です。

流木期間中の木材は其中にはない筈です。

引揚材が、河岸に繋留されて居る事實は認めるが、其數量が飛州側の云ふほどあるか問題です。下梨橋から馬蒐場貯木場との間に、ヤス突きで埋没材を引揚げたといふ事實は認められません。

## 二

日電側の辯護士が、飛州側の主張を否認すると、飛州側の辯護士は、其證據を擧げた。

飛州側辯護士 埋没材を引揚げた場所は、大部分湛水以前河原になつて居た所で、其所は畑地に使用され、現に川原恭太郎なるものが居住して居りました。だから、數年前よりの埋没材があらう筈がありません。湛水以前に於ける此附近の庄川は、川幅約十五間、水深三尺位に過ぎませんでした。之に依つても數年前の埋没材がない事が明瞭であります。引揚木材には、鑿を打つた痕跡があるのです。鑿は袋筏に用ひたもので、全部流送期間中の埋没材であることが、それに依つて推知されるのであります。尙ほ引揚材には、松、杉、櫟、姫小松等の針葉樹も交つて居りました。潜水作業は、一時間に十六本の割合を以つて埋没材を引揚げて居ります。困難な潜水作業を以てして、これだけの引揚材があるのですから、埋没數量の如何が思はれるのであります。

日電側辯護士 埋没材を引揚げた場所が河原であつたといふことは承知出来ません。又、湛水以前の川幅や水深が原告主張の如くであつたかどうかといふ事も疑問です。引揚材に鑿を打つた痕跡があるから、右木材が流送期間中のものだといふ原告の主張も全部否認します。下梨橋から馬蒐場貯木場に至る間に、露出材や埋没材を多少引揚げる事は認めますが、其本數

は承認出来ません。

是で原被両方の討論は一段落とし、裁判長は、次の如き現場認識調書を作った。

関係者一同と共に、埋没材を河底より引揚作業中なる作業の船上に移乗し、河岸に於ける木材の繋留の模様並に潜水實地の状況に付實見したるに、作業現場の西岸には、繋留されたる木材の存することは、之を認め得るも、一兩日來の降雨の爲め、河水の増水したるものならんか、尙河水の濁れると相俟つて、水中を伺ふ事を得ざる状態に在り。従つて、木材繋留の模様並に其數量については不明なり。尙ほ潜水作業は、潜水夫一名潜水せしめ、潜水夫の埋没材に取りつけたる鑿にロープを通じて、作業船上のウインチを以て、水底より捲上げ居るものにして、其引揚げに要する時間は、多少差異あれど、檢證中に於ては、五分毎に一本程度の作業状態なるを認め得たり。

裁判長は、それから潜水頭の岩佐文藏に現場訊問をした。

『一日何本宛木材を引揚げて居るか』

『六十本乃至八十本位引揚げて居ります』

『これまで木材を何本位引揚げたか』

『千三百本位であつたやうに記憶しますが、ハッキリした數は分りません』

此訊問をして居るうちに、湛水から鑿のついた木材が上つて來た。飛州側は、得たりとばかり裁判官に向ひ、

『これ、此の通り、鑿のついた木材が上つて參りました。此鑿は昭和電力會社が打ちつけたものであります。之に依つても、埋没材は流送期間中のものであつた事が知れるのです』

争ふ可らざる證據の出現に、飛州側の附添連は、

『ワアッ!』

と、喊聲を發した。

然し、日電側の辯護士は、飽くまで冷靜で、

『木材に鑿のついて居た事は認めるが、其鑿が果して、昭和電力のものなるや否やは不明であります』

と、答へた。

之に就て、裁判官は、次の如き實地檢證調書を作つた。木材について居た鑲は、引抜いて裁判の證據材料にする事にした。

其鑲は、別紙寫眞の五に見る如く、引揚木材に打ちつけあるものと類似したる鐵製のものなるも、果して、昭和電力株式會社のものなりや否やについては、之を推知するに、何等の資料を認め得ざるを以て、不明なりとするの外なし。

## 三

一行は、それより船で祖山の湛水を下り、午後四時半、小谷川の合流地點に到着し、其所で又實地檢證をやつた。

飛州側辯護士 小谷川には何等の流木設備がありません。但し、湛水の終點に金網の設備がありました。然し、其金網は下面が河底に接し、且つ土砂に埋没して居る爲めに金網としての用をなさないのであります。其後、本年二月二十三日以後に縣で小谷川の終點に金網の設備をいたしました。昨年末より本年度にかけて流送許可期間中の流材は、總計一萬五千石、其

中三千石は筏で流送し、尙ほ三千石中百五十石は筏又は船積みにしたが、殘餘は行衛不明であります。右三千石を除きたる一萬二千石は尙ほ上流に残つて居る筈です。

日電側辯護士 小谷川の運材設備は、庄川との合流地點に、枰を組み、其次に金網を張り、尙ほ其次に網場を設け、枰を以て木材を整理し、それを、枰外の修羅を以て下流へ落し、網場へ來る迄の間に筏に組み、木材を流送するものであります。尙ほ沈材は網に止めて船積みするのであります。本年度の浮材は五千石。目下小谷川筋に残留して居る木材の數は、富山縣廳の調査に依れば、六千石であります。右の六千石は昭和六年二月二十三日の流木許可取消以後に流下したものであり、運材設備には何等の不備の點がなかつたのであります。尙ほ六千石の流材中に原告主張の如き沈下材があるや否やは不明であり、小谷川の殘留木材に就ても石數の點は、承認出來ません。

飛州側辯護士 昭和五年十二月十日頃岩石落下し修羅を破壊しましたが、修繕もせず其儘にしてあるのであります。故に我々は小谷川には何等の流木設備がないと主張するのであります。尙ほ小谷川の合流地點より祖山に至る庄川本流が減水の爲め、沈材が數日前より露出したし

ました。其数は二十四五本であります。

日電側辯護士 沈材の露出は認めますが、數量の點は承認されません。其上、右の木材は原告主張の如きものではありません。流木許可取消以後に流下して來たものであります。之に對して裁判長は、次の如き斷定を下した。

合流點より稍上流方面は、河中甚だ狹隘なるも合流附近に至りて急に幅員を増し、數十間の廣さを有し、靜止せる紺碧の水面には別紙寫眞の六に於て見るが如く、一團を爲して木材の浮遊せるを認め得たり。

尙ほ設備については、同一團となりたる木材の流下を防ぎたるものある以上には、何等之を認め得ざる現状なり。

浮遊せる木材の石數は、直に之を斷ずるを得ず。

四

一行は、尙ほも下航し、午後五時祖山堰堤に到着した。

日電側辯護士 堰堤の上流附近に約一千本の浮材があります。是は、本年の流木期間後に流下して來たものであります。故に、小谷川合流地點より祖山堰堤に至る間に減水の結果露出した沈材も、右同様流木期間後のものであること分るのであります。

飛州側辯護士 堰堤附近に木材の存在を認めますが、數量は承認出来ません。尙ほ右木材が流木期間後なる事は否認します。

一行は、祖山堰堤を越え、十八谷附近に至る。

飛州側辯護士 本地點は、電氣會社側が湛水區域なりと稱し、此所で沈材を箱船に積み、汽艇で下流へ曳航する場所だと申して居るのでありますが、現在は御覽の如く減水して湛水の終點は、遙か下流になつて居ります。本地點は流水が急で到底船積作業の出來ない状態となつて居ります。

日電側辯護士 減水で急流となり船積作業の出來ない事は認めますが、現在の如き状態は特別の場合であります。

之に對して裁判官は、次の如く認識した。



現在に於ける十八谷附近は、減水の結果、水勢甚だ急にして、處々岩石頭角を現はし、庄川の本流は飛沫を上げて岩を噛み、薄暮漸く迫れる山谿中に、寧ろ絶景とも稱すべき状態にして、其到底沈材積込作業を爲すこと能はざるは、何人と雖も明確に承諾すべきも、如何なる程度なるや不明なり。平水位に立ち戻りたる場合に於て、小牧湛水區域の終點として、木材積込作業に適するや否や。減水したる事は争ひなき現在の状態を以て即斷するを得ざる状態にあるを認めたり。

一行は、それより尙ほ下航し、午後六時小牧堰堤に到着した。

裁判長は、合議の上、當日の證據調べは此程度で中止する事とし、更に明日午前十時から利賀川方面の檢證を行ふ事を告げて、一同青島に引揚げ、同地に一泊した。

## 五

明けて、昭和六年九月二十日の午前十時から、前日に引續き實地檢證を行つた。

檢證前の九月十八日に於ては、祖山湛水區域は約三十尺、小牧湛水區域は約四十尺の減水であ

つた。電氣會社側は、減水の少い方が檢證に有利である處から、十八日の午後から祖山の發電を中止し、湛水に努めた。其結果、檢證當日には水位が五尺位高まつた。

更に又檢證二日目の九月二十日には、其前後に、祖山の湛水を一舉に下流に放流し、出来るだけ湛水を多くした。それで水位が十尺位高まり、當日の減水は二十五尺程度に上つた。

檢證の一行は、豫定通り午前十時に庄川と利賀川の合流地點で小舟に乗つた。支流利賀川を遡航した合流地點より約十町ばかり上流に仙納原小橋と稱する小さな橋がある。證據調べは其所から始まつた。仙納原小橋から上流鳴の山に至る二哩強の間には、水中に澤山の木材が浮いて居たり兩岸の木の枝に木材が引懸つて居たりした。其狀況を裁判官は、次の如く書いて居る。

仙納原小橋上手より上流約二町の間は、利賀川の幅員四五十間餘にして、水深不明なるも、河面一帶には殆ど空隙なき迄に、浮材密集重疊し水面全部を蔽ひ居れり。一行、河面を埋めたる木材を左右に分けて遡航す。

舟行不能の場所は、木材の上を歩行し、重疊部を過ぐれば、川巾漸く迫り、水深亦淺く、處々木材數本宛集團をなし、其一部を水中に露出せるあり、水面近くの水中に明かに横はれる

あり、其全部を水上に露出せるあり、是等の木材を此所彼所に認めたり。

兩岸の山腹は、水面より四五間の高所まで草木枯死し、湛水後水位の至りたるを明示す。

右、枯木の枝幹には流木の引懸れるに至る所に認む。其數殆ど無數と稱し得べし。

水深の浅き所一二町を過ぐれば川巾更に狹隘となり、處々河床露出し、流れは急流と化し、水深一尺内外となる。上流鴨の山を経て栗當九里山に至る迄同一状態連續し居れり。

鴨の山に至る河床及兩岸の山腹にも、至る所に前述の如き木材の状態を認む。尙ほ河床に存する巨大なる岩石の上に流木の引懸りたる奇觀を望みたり。

一同河床を徒渉し、水中に横たはりたる木材の上を渡り、道なき山麓を傳ひ、強行を續け、難路を踏破して鴨の山に到達したり。

鴨の山に於て、

飛州側辯護士 此附近は、平時の湛水面より二十五尺減水して居ります。其結果御覽の如く川の中に川が出来、急流をなして居ります。急流の兩側は二三尺乃至十五尺の斷層をなして居りますが、其斷層には多數の木材が土砂に埋れながら幾重にも層をなして居ります。其木材

は、他の分もあれど、七割迄が飛州木材のものと思料します。そして、其木材は全部流木期間中のものであります。昨年末、此附近の谷から伐り出した木材は約五萬石でありました此所の流木設備は狭小であつて、本來其用をなさいものである處へ、土砂に埋れたものですか、尙更効用がなくなり沈材も浮材も區別をされずに、自然に湛水内へ流入したのです。下流、庄川への合流地點より稍々上方に網場を設け、木材の流下を遮斷しましたので、現在でも利賀川峡谷に三萬七八千石の木材が殘留して居ります。殘留の一萬石ばかりは、許可を得た方法でなく、臨機の方法で電氣會社が運び出したのでありますが、其中に沈没したのも少からずあるのです。

## 六

日電側辯護士 本年度の流木期間内に責任分界點迄に到達した木材は一萬二千石でありました右木材は沈材浮材共に小牧堰堤を越して完全に原告側に引渡しました。流木が取消された當日の二月二十三日と其翌二十四日の兩日、電氣會社側は潜水夫を使用し、鴨の山より下流約

百八十間の地點に金網を張り木材を捜査しました處、二十三日に五十四本、二十四日に二本の木材を發見したのみでありました。現在此附近に在る木材は、流材取消以後上流から流下して來たものであります。又、斷層をなして居る土砂は、本年四月頃雪解け洪水の際、上流から押し流されて來たものであります。利賀川運材設備は、完全に其機能を發揮し、何等の缺點もなかつたのです。尙ほ本年二月二十三日、流木許可取消の際、富山縣廳から殘留木取除きの命令を發せられましたが、本川殘留木材は、危險防止の必要がありませんから、仙納原小橋附近に網場を設け、庄川本流への流出を防いだゞけで別に代執行のやうな事はいたしませんでした。但し利賀川流木設備の上流に、一萬五千石の殘留材があるといふ富山縣廳の調査でありましたが、其詳細は確めなかつたから知りません。

飛州側辯護士 潜水夫捜査云々の事は否認します。本川は急流で絶えず上流から土砂が流れて來ます。其土砂が湛水と共に沈澱したものですから、貯木場其他の流送設備は、木材の流送開始と殆ど同時に土砂に埋れたのです。本地點の河底は土砂沈澱に依つて高まり、二三尺乃至十數尺に達しました。其處へ初夏の雪解水が押し流されて來たものですから、河底の中央

部に斷層が生じ、川の中に川が出來たのであります。現在川の兩岸をなして居るものは、土砂沈澱の最高表部であります。従つて川中兩岸の斷層に幾重にも層をなして埋没して居る木材は流送期間以後のものではありません。全部流送期間に沈下埋没したものであります。本年二月二十三日流材許可取消し當時、貯木場の上流に七八千本の木材がありました。

日電側辯護士 流材許可期間中に飛州側の云ふが如く土砂は流れて來ません。又、川中の斷層は、減水に依つて生じたもので、飛州側の云ふが如き關係から、出來上つたものではありません。

裁判長は、此事實を次の如く認定した。

土砂の堆積した側面が流水に洗はれ、斷層をなし、處々、埋没材の存在する状態は認むるも堆積土砂が如何なる時期に來りしものなるや、又土砂中より現はれたる沈材が如何なる時期のものなるやについては、直に之を判定する能はず。

## 七

一行は、尙ほ、上流の利賀村栗當字九里山の貯木場に至る。

日電側辯護士 本地點にはクリップウオークを造り、上流より流下して来た木材を、誘導水路を経て貯木場入口まで誘ひ來り、入口に設けてある浮材落しに依つて利賀川本流に浮材を落とす。落された浮材は其儘流下し、それより約百八十間下流の假網場に於て筏に組まれ、堰堤へ曳かれて行くのです。尙ほ沈材は誘導水路の網場を潜つて貯木場に入り、其所にて汽船に積まれ、堰堤へ運ばれて行くのです。本年二月二十三日、流送締切の際には、本貯木場の誘導水路には、何等の木材もありませんでした。貯木橋より上流三百間の地點が責任分界點になつて居りますが、流材許可取消の翌日——即ち二月二十四日には當方の責任區域に在る木材は全部狩り集め、輸送いたしました。故に、責任分界點の上流に木材の在つた事は前述の如くであります。それより下流——即ち當方の責任區域には何等の木材がなかつたのであります。

飛州側辯護士 貯木場より上流三百間が責任分界點である事、クリップウオークや網場の設備があつた事は認めます。然し夫等の設備は一應造つたけのもので、昭和五年十一月二十

日前後の増水で全部流失し、それ以後は何等の設備がなかつたのであります。それから誘導水路や、浮材落し場や、貯木場のあつた事も認めます。然し、是等も全部其用をなさなかつたのであります。貯木場は御覽の如く三百十餘坪のものに過ぎません。至つて規模が小さいものであるのに、利賀川が急流の爲め絶えず土砂が流入するのです。是は、増水の場合だけの事ではありません。

平時でもさうなんです。其結果場内に土砂が堆積し、高さ二三尺に及び、甚しきは高さ四尺の貯木場の堰堤と同程度に達する事があるのです。その爲め貯木場は其用をなしません。電氣會社側は、屢々土砂の浚渫をいたしました。けれども五日乃至七日掛つて漸く浚渫を終ると、二日か三日で又元通りの堆積をするのです。それで貯木場は實際に使用されなかつたのであります。そこで、浮材も沈材も區別なく誘導水路の末端から利賀川本流へ投げ込まれたのであります。尙ほ昭和五年十一月二十日前後の増水は、其程度五六尺に及び、誘導水路の側壁も、貯木場の垣も、全部乗り越へ、上流より流下して來た一萬七八千石の木材は、此儘湛水區域へ押し流されて行つたのです。貯木場より下流約五十間の處に網場があり、其所に

流材が筏に組まれたのは事實であります。其作業は絶えず行はれたものではありません。日電側辯護士 誘導水路が土砂に埋められたといふ事實はありません。但し少量の土砂が貯木場へ流れ込んだ事實は認めますが、それは直に取除き得る程度のものであります。その爲めに何等運材設備の機能は妨げられず、又木材設備の不備に依り、多數の木材が下流へ放流されたやうな事はありませんでした。現在、貯木場附近に在る多數の土砂は、全部雪解け後湛水へ押し流されて来たもので、是等は本年度の流材期迄に完全に除去し得るものです。右の論争に對し、裁判長は次の如く認識した。

双方の論争せる運材機能は、設備の現存せざる今日、之を判定するに由なし。又、運材設備は、任意に之を撒退したるものなりや、洪水に流失したるものなりやも不明なり。

## 八

一行は、栗當貯木場より稍々下流に至り、其現場に於て、

飛州側辯護士 貯木場附近や本地點に於ける河岸の斷層を見るに下層部に堆積材多く、上層部

に其數が少い。是は木材が土砂の沈澱に先立つて沈下したものである事と、土砂に混入して沈下したものである事を明示するものであります。次に比較的上層部に位する箇所、粗朶が埋没して居ります。是は、粗朶の埋没前に木材が沈下した事を明示するものであります。粗朶は、クリップウオークを設置する際、補助材料に使用されたものであります。クリップウオークは、本年二月下旬、流材許可取消と同時に撒退し、それを取捨てた爲め本地點に埋没したのであります。故に粗朶より下位に木材が埋没して居るといふ事は、流送期間中の木材が埋没したといふ事を明示するものであります。

日電側辯護士 斷層の上層部に雜木の埋没して居る事は認めますが、それがクリップウオークの補助材料に用ひる粗朶であるといふ事は否認いたします。

之に對して、裁判長は、次の如き認識を検證調書に書いた。  
上層部に埋没したる細木が、原告の云ふが如き粗朶なりや、或は他の雜木の小枝なりや、専門的知識を以て之を鑑識するに非ざれば、今直に判別するを得ず。

これより一行は、例の難路を下航して、庄川本流に出で、更に同川を溯航して、午後三時半大

牧温泉と祖山堰堤の中間なる、右岸河床砂洲通稱アザミ洞に到着した。其現場に於て、

飛州側辯護士 此附近五十坪ばかりの地點に於てヤスを突き、木材埋没の如何を確かめました。さりしたら、どこにも相當の手應へがあつて、木材の埋没して居る事が知れるのです。今、其全部を引揚げてお目に掛ける事は時間が許しませんから、その中の四五のものを發掘してお目に掛けます。發掘した木材は、次の如きもので、其全部が流送期間中のものであります

(一) 右岸より約五十尺隔り、平水時に於ける湛水面より垂直約二十五尺の地點に存在、杉丸太二間材、今印、東山見村金屋山本太右衛門所有木

(二) 右岸より約二十尺隔り、垂直約十五尺の地點に存在、撫七尺材、川印、飛州木材所有木

(三) 前項に接續せる上流の地點に存在、ト印、枅材一間丸太東山見村金屋、吉井與一郎所有木

(四) 右岸を隔る約四十尺、垂直二十二尺の地點撫一間材、飛州木材所有木

(五) 前示(二)の稍下流の地點、丁印撫一間材、野村利吉所有木

(六) 前示(五)の地點より約二尺下流、四尺材丸太、飛州木材所有木

(七) 前示(六)の地點より約五十尺下流(ハ)印ハンサ三尺材、東山見村豊後長太郎所有木。

## 九

祖山湛水區域内に埋没材があつたとて、それは流材許可取消後のものだといへば、一應理屈になる。然し、祖山堰堤の下流に流材許可取消後の木材は流れて來ない。それであつて、減水後の積をヤスで突けば、下から木材がニョキ／＼出るといふ事は『運材設備は完全であつた』喪失材は一本もない』と云ふ、日電側の言明を裏切るものである。

此事實の出現に對して、日電側の辯護士は如何なる答辯をするか。臨場者一同固唾を呑んで其の答辯如何を待つた。

日電側辯護士 木材が原告主張の地點から發掘された事、發掘された木材が原告主張の如き所有木なることは認める。然し、夫等の木材が流材期間中のものなる事は否認します。夫等の木材が本地點に存在する理由は斯うであります。昨日見座に於て述べたる如く、流材期間經過後、祖山湛水區域内に多數の木材が浮遊して居りました。夫等の木材が、庄川出水の場合、

堰堤上部に設けてあるテンターゲートの開扉に依つて下流へ流出し、それが沈下したといふ事も想像されるのであります。又、湛水前に庄川筋に存在して居た木材が、流出の作用で一部分に集團し、それが沈下したといふ事も有り得るのです。更に又、昭和電力會社が工事に購入した木材が、本年四月下旬に、多數流失いたしました。夫等の中のものとも見られるのであります。尙ほ、沈木が、流水の中心點より遙か離れた本地點——地形上水が激む場所に多數發掘された事は、被告として甚だ奇異に感ずるのであります』

と答辯したが、其答辯には力がなかつた。

飛州側辯護士　テンターゲートを開け、湛水内の浮游材が流失したると云ふならば、其テンターゲートを開けた日時は、何時であつたか。本地點は、湛水後土砂の堆積した所である。故に湛水前の木材が沈没する筈がありません。飛州木材を始め、發掘材の所有者は一人として昭和電氣へ木材を賣つたものではありません。

又、前示(一)の發掘材所有者山本太右衛門は、昨年初めて木材を流送したものでありますから、其木材の出現は、昨年の流送材が沈下した事を明示するものであります。

以上の如く日電側の辯明は、一つとして事實に適合して居りません。發掘材は全部、木材流送期間中のものであります。昨日來、電力會社側は、見座より祖山に至る湛水區域内に於ては、網場を設け、木材の流出を阻止したと云つて居りますが、それとテンターゲートの開扉云々とは矛盾して居ります。

日電側辯護士　テンターゲートを開きたる日時は今記憶しません。本地點が湛水後堆積したるものなることは認めます。

網場は、水面に浮いて居る木材を喰止め得ますが、半ば沈没せる木材は、下を潜つて流出するのであります。

## 10

發掘材の討論が一段落を告げると、飛州側の辯護士は、此附近の實況と沈材積込關係に就て、述べた。

飛州側辯護士　本地點は、御覽の如く河に流速を生じ、小牧堰堤湛水の終點は、これより下流

になつて居ります。現在汽船の通ひ得る場所は、利賀村三口といふ所にして、祖山の堰堤より約二哩の下流になつて居ります。現在の減水程度は約二十七尺であります。是が三十尺になれば汽船の發着場所は更に下流となり、湛水の増減に依つて汽船の發着場所は絶えず移動するのであります。故に、沈材はデリックを以て堰堤を越し、其直下の沈材積込場に於て船に積む事は出来ないであります。此一事を見ても、電氣會社の流送設備は其効用をなさないといふ我々の主張が正しい事を事實に於て立證し得るのであります。

日電側辯護士 減水に依つて流送設備が無効に歸するといふのは誤りです。水位は水の使用如何に依つて、如何様にも保持する事が出来るのです。

右に對して、裁判長は、左の如く認識した。

ヤスを以て土砂を探り、發見したる木材が、原告主張の如き所有材なる事は、争ひなき處なれども、其木材が流材期間中のものなりや否やは、一見之を判別する能はず。他の證據を待つて判別する外なし。

一行は、それより稍々上流の祖山上湯附近なる庄川中流に至り、其所にて、

飛州側辯護士 現在河中に作業をして居る潜水夫は、昨日下午梨橋の下流に作業をして居たものと同一であります。本日午後零時十分より只今——午後四時十五分に至る迄の間、休憩時間を除き、正味二時間に於て引揚げたる木材は、撫材三尺、四尺、一間取り交ぜ八本、楢材九尺のもの一本でありました。引揚げたものは、埋没の浅いもので、これ以外にも埋没材が多あります。

日電側辯護士 潜水夫が、本地點に原告主張の時間に、原告主張の數量を引揚げた事は認めますが、其餘の事實は承認出来ません。又、右木材が流送期間中のものでない事は、前檢證す地點に於て述べたと同一であります。

飛州側辯護士 只今引揚げた木材は全部流送期間中のものであります。昨年、湛水後、十八谷方面より土砂を放出し、河底を埋没し、其間に多數の木材を埋没したのであります。此地點より上流は流速があつて潜水作業が出来ません。尙ほ本地點附近も、土砂の堆積が甚しい爲め、埋没材を悉く發掘する事は出来ません。先刻お目に掛けたヤス突きは其一例に過ぎません。河底には他にも同様の埋没材が多々あるのであります。



右の事實を裁判長は、次の如く認識した。

潜水作業は、昨日の實驗と大同小異なり。引揚材は寫眞の如くなるを認むるも、木材の流送時期は、前檢證同様判別不可能とするの外なし。

裁判長は、茲で又潜水夫に訊問した。潜水夫土佐島吉は、本日午後〇時十分より休憩時間を除き、正味二時間の間に飛州側辯護士が陳述したと同一木材を引揚げた事を述べ、尙ほ河底には他にも木材が埋没して居ると述べた。

飛州側辯護士は、それにつけ加へて、

『本地點は、特に選んで木材の引揚げを行つた譯ではなく、流速ある場所は、潜水作業が不可能だから、此所でやつたに過ぎないのであります。これより上流、木材積込場に近づけば近づくほど埋没材が多いのであります』

と述べた。日電側辯護士は、それを承認せず、

『右地點は偶然の場所ではなく、飛州側が選んだ任意の場所であります』と打消した。

これで庄川及利賀川の檢證を終り、それより船を返して、午後六時青島貯木場に到着した。

## 一一

青島貯木場内の東北隅に積み上げた一團の損傷木を指示しながら、

飛州側辯護士 本貯木場に集めた損傷木は、曩に提出した甲四十號證の一、二及同四十一號證の一、二の寫眞に相當するものであります。目前に在る東北隅の損傷木は、甲四十號の一に相當するものであります。三千五六百本ありますが、全部本年度の流材期間中に生じたものであります。損傷とは、龜裂、胴折れ、突割れ、折れ、缺け等をいふものであります。此所に在る木材は其殆ど全部が檜材であります。損傷の爲め建築用材とはならないのであります。右、損傷木は全部飛州木材のものであります。流送木材を當貯木場へ取入れる際、それ／＼個人別に、區別したのであります。

日電側辯護士 此所の損傷木が甲四十號證の一の寫眞と同一のものなる事は認めますが、原告主張の如き本數のある事と又原告主張の如き期間中のものなる事とは否認します。又右木材

が飛州木材の所有木たる事に就ては争ひませんが、それが全部檜であるかどうか、又建築材として用をなさないものであるかどうかは知れたものでありません。假にさうだとしても本年度の流送木材は全體で二十六萬四千本に過ぎないのでありますから、損傷木は、極めて僅少部分に屬するのであります。

飛州側辯護士 損傷木は此所に積み上げたもの以外にもあつたのです。其合計は一萬五千八百本に上つたのです。損傷の程度は此所に積み上げたものと同一です。以上の損傷材は全部建築用材にならぬものであります。本年度の流材二十八萬石中當青島に到達したのは十三萬二千石でありましたが、夫等の到着材は從來の自然流下に比すれば甚しく損傷を蒙り、販賣價格が二割五分も低下いたしました。又、此所に積み上げた損傷木は薪として販賣しなければ買手がないもので、其經濟價值は零に近いものであります。

日電側辯護士 原告の主張は全部否認します。

一行は、更に貯木場西方の金比羅堂に至り、其東横に積み上げた損傷木を前にして、

『此一山の損傷木は、甲四十號證の二に當るものであります。本數は一萬一千本あり、全部流

送期間中のもので、飛州木材の所有木であります。材種は、檜材八分、櫟二分の割合であります。損傷木の程度、用途に關する主張は、東北隅のものと同じであります』

日電側辯護士 甲四十號證の二に該當する事は認むるも、本數並に時期に就ては、原告の主張を承認する事が出来ません。材種、損傷の程度、並に用途に關しても同様です。

一行は、尙ほ二山の損傷木を見たが、其問答は同一であつた。

之に對する裁判長の認識、左の如し。

貯木場内四ヶ所に、多數の損傷木の山積されあるを認むるも、今直に右多數の木材を一々算定するは不可能といふべく、尙ほ右損傷木が流材期間中のものなりや否やについても、前檢證同様不明とするの外なし。

又、損傷木の用途如何についても、専門家の鑑識か、他の證據を待つにあらざれば、即斷するを得ざる状態に在り。

これで、一行は、實地檢證を終つた。

## 二二

以上で、實地検査の状況を書き終つた。記述は、裁判官の作つた検査調書に基き、それを幾分  
分り易く更き直したものである。

此實地検査に依つて、どういふ事が明かになつたか。それは、これまでを讀まれて、讀者の承  
知された通りであるが、念の爲め、其要點を摘記すれば、次の如くである。

一、流材設備の入口——見座の運材取容れ設備より少しく下流に當る下梨橋附近から、一ヶ月  
ばかりの間に、多數の木材が引揚げられた。

其數量は、飛州側では二千六七百本だといふが、日電側では、そんな多數でないと否定して  
居る。然し、引揚げた木材は綱で括つて、河岸に繋いである位だから、本數は分明しなくて  
も、可なりの數量であつた事は、此検査で明かになつた。同時に又、引揚材以外、多數の木  
材が河底に沈没して居る事も、潜水夫の作業状態に依つて暗示された。  
埋沈材が、如何なる時期のものであるかに就ては、原被兩方に激烈なる議論があつた。

飛州側は、全部流送期間中のものだと主張し、日電側は、流材許可取消以後と湛水以前のも  
のだと主張した。

飛州側は、日電側の主張を反駁する材料として、木材を引揚げた地點は、湛水前畑地であり  
又川になつて居た部分でも、水深が三尺位に過ぎなかつた事を擧げ、湛水前に木材が埋没す  
る譯がないと述べ、更に又、埋没材が木材流送期間中のものであると例證して、引揚材の一  
部に鑽の打つてある事を指摘し、其鑽は昭和電力會社が木材輸送の際、打ちつけたものだと  
主張した。日電側は右の例證を二つとも否認したが、飛州側は後日之に對して第三者の證言  
を擧げればよい事となり、疑問の範圍が非常に縮小された。

二、庄川の支流小谷川からも、多量の木材を流して來るものであるが、是には流送設備がない  
と飛州側は、主張した。

日電側は、之を否認した。

飛州側は、それを反駁して、流送設備は一度造られたが、流送の初期に岩石が落下し、破壊  
されたのを其儘にして、修繕もしなかつたのだから、設備がないと同一であるとして述べた。

之に對して、日電側は、何の反駁もなかつた。それから數ヶ月を經過した檢證當日に於ては其所には木材の流下を阻止する以外、何の設備もなかつた。此點も、日電側の旗色が悪るかつた。

三、支流利賀川の運材取容れ設備地點に於ては、川の中に川が出来、其川の兩岸は斷層となり其斷層面には、土砂に埋没した木材が、幾重にも層を成して居たものが現はれて居た。其埋没材は、全部流送期間中のものだ、と飛州側は主張した。日電側は、それを否定した。飛州側は、斷層の上層部に粗朶が埋没して居る事を指摘した。粗朶はクリツプウオークの補助材料として用ひられたものである。クリツプウオークは流送期間經過後に撤退し、其材料の一部が河中に取捨てられたものであるから、粗朶が上層部に埋没して居る事は、其下層部に埋没して居る木材が、流送期間中のものである事を物語るものだ、と述べた。

日電側は、上層部の粗朶は、雜木の枝か、クリツプウオークの補助材料か分らぬと否認した。裁判官も、専門的の知識がないから、即時の判断は出来ぬと檢證書に書いたが、これも第三者の證言を擧げれば、飛州側の勝ちになるまで、疑問の範圍が縮少された。

四、祖山堰堤の下流で、減水で積になつてゐる所を、飛州側は裁判官の面前で、ヤス突きで木材を引揚げて見せた。祖山の湛水区域内には、流材許可取消後の木材が沈下する事は有り得る事實だが、堰堤の下流には、さうした木材の流下する筈がない。

飛州木材は、此事實を指摘して、喪失材の主張を有力にした。

日電側は、之に對して一應の反駁はしたが、それは悉く飛州側の再反駁に依つて覆され、昭和五年度の流材中、或部分の喪失材があつた事が明かになつた。

五、祖山堰堤下に在る十八谷の沈材積込場は、飛州側が豫てから、其不備を主張して居たものであつたが、實地檢證によつて其主張が或程度まで認容される結果となつた。即ち十八谷の沈材積込場は、減水の場合、全然其用をなさない事が明かとなつたのである。之に對して日電側の辯護士は、減水は特別の場合で、減水に依つて沈材の積込が出来ぬならば、水の使用を制限するなり、火力を焚くなりして、沈材の積込に差支へないだけの水位を保たせると辯解したが、さうする事は電氣會社が經濟的に大打撃を受ける事であるから、實際問題としては、飛州側の主張を或程度まで容認せねばならぬ事となつた。

六、青島貯木場に於て、損傷木が澤山積まれて居た處を、檢證一行は目撃した。之に就て、日電側は、彼是の言辭を弄したが、損傷木が山積されて居た事實は、どうすることも出来なかつた。

是で、損傷木は一本もないと云ふ日電側の主張は破れた。

以上の如き次第だから、此檢證はどう見ても、日電側に歩がなかつた。それでも、日電側は、其後發表した聲明書に於て、

『受取つた木材は滞りなく輸送し、從來の自然流下の場合より好成績だつた』と、聲明したのである。

随分、人を喰つた聲明である。

## 木材廢棄

### 一

大同電力系の昭和電力が、木材を故意に沈めたり、焼いたりしたといふ事件が現はれて來た。それが事實とすれば、實に怪しからぬ事をしたものである。無論、是は飛州側からの發表である。飛州側の云ふ處を、其儘記せば斯うである。

昭和電力は、昨年度中、自己の責任區域内に到着した木材を、流送期間中に全部流送を完了する事が出来なかつた。其結果祖山の湛水區域内に多數の殘留材を生じた。これ實に由々しき問題である。此事實が發覺すれば、昭和電力は自己の責任を問はれる。そして、それを以て流材設備の不完全を立證する材料に供される。そこで、何とかして、此事實を隱蔽する方法はないかと考へた。それには、此附近の地形が、お誂向きに出來て居る。

昭和電力が堰堤を築造した所は、東礪波郡平村大字祖山字城といふ所であつた。城はシロで、此土地を城と呼ぶのは昔城のあつた爲めらしい。加賀騒動の張本人大槻傳藏は、事破れた時、此所へ流されて来たとか。其所は小山になつて居る。其小山の麓を巡つて庄川が流れて居る。その爲めに、其小山は海面に突出した半島のやうな形をして居る。そして、其小山の麓を巡つて居る庄川は馬蹄形をして居るのである。

昭和電力の堰堤は、水流に突出した小山の尖端に築造されて居る。馬蹄形の丁度真中に、水流を横切つて、高い堰堤が築造されたのである。

堰堤から五六丁ばかりの上流に網場を設けた。これは、いふまでもなく、木材を止める設備だ。筏や船で輸送して来た木材を此所で止めて、堰堤へはやらぬ。それといふのは、其所から極く小さい峠を一つ越せば、直ぐ次の庄川になる——庄川が彎曲して流れて来て居るから——。そこで其所に網場を設けて、木材を喰ひ止め、更に其所にデリックやコンベヤーの設備をして、流送木材を次の庄川へ移す設備をしたのである。

網場から堰堤までは、深い湛水になつて居る。そして、其區域は會社の占有となり、會社以外の人は、何人も入れぬ事にしてある。之を法律的にいふと、公有水面占用區域といふのださうな。昭和電力會社は、流送期間中に流送し切れなかつた木材を、最初先づ公有水面占用区域内に流し入れた。そして、之を樹の蔭や河岸の彎曲した箇所へ隠し、人目を避けた。是が第一の手段で之をやると、次に第二の手段を考究した。其結果、案出されたのが、木材の沈下と焼却であつたのである。

## 二

三月が過ぎ、四月、五月になると、山には木材人夫が居なくなる。昭和電力の連中は、此時機に於て、豫て隠蔽して置いた残留木材の廢棄を企てた。

其第一の方法としては、残留木材に廢物のレールや鉛管を結びつけ、それを重りにして、湛水へ底深く沈めた。更に第二の方法としては、交通杜絶の時機を見計ひ、残留木材を堰堤の上へ積み上げたり、山奥へ運搬したりして、それへ油を注いで焼き棄てた。

其仕事は、昨年の四月から六月までの間にやつた。

然も、是は第一回の廢棄であつて、本年一月に至つて、更に第二回をやつた。

昭和五年の流材が、旨くいつた、いかぬの争ひになつた點に鑑み、飛州木材は、昭和六年度の流材を行ふに先立ち、富山縣廳に向つて、木材の責任授受を行はせて貰ひたいと出願した。

處が、富山縣廳は何故か飛州木材の出願を受理せず、木材の受渡をなすに當つて、僅か一人の立會人を立會はせる事を許した。

其結果、兎も角も、流送木材の引渡數が明記される事となつたが、一人の立會人では、木材の引渡數を明記しようとしても、明記する事が出來ず、いゝやうに電氣會社側に胡亂化されて了ふのであつた。

電氣會社は、自己の立場を有利にする爲めに、出来るだけ木材の受取數を少く記録した。其結果、時々、木材の到着數が引渡數より多いといふ珍現象が出現した。

此事實を見て、電氣會社側は驚いた。斯ういふ現象が頻々出現しては、木材授受の計算が皆嘘だといふ事になる。それでは電氣會社の立場が反對に不利になるので、木材の員數を揃へる爲めに電氣會社側は、又例の公有水面占用區域を利用した。

即ち祖山の網場に到着した木材を數へて見て、剩つた時は、剩つた分を占用區域に隠匿し、足らない時は、それを引出して補ふ事にしたのである。

處が、さうしたら、段々剩つた木材が多くなつた。多くなつては、見つかる危険があり、且つ邪魔にもなるので、又例の手段で、其木材を片端から沈めたり、焼いたりした。然も、それが段々嵩じた後ちは、社宅に住んで居る人夫が、社宅へ持ち歸つて、薪に焚いたりした。

此事實は、本年一月五日から同月二十八日迄の間に行はれた。然も、此期間は木材の流送期で關係者の往來が頻繁である處から、事件の發覺を慮り、湛水に臨む右岸の中腹に見張小屋を造り番人を置いて、それを決行したのであつた。

## 三

昭和電力では、關係者にその旨を含めて、木材廢棄の事實を秘密にして置いた。

處が「隠すより現はるゝ」で、斯ういふ事實は、永久に秘密にされて居る譯はなく、その秘密は人夫より發覺した。

昭和五年度にも、六年度にも、木材流送には何とかがいふ人夫頭が上役と喧嘩した。其結果、昭電をやめた。やめて、さうして秘密事件を飛州側に知らせた。飛州側も、以前から薄々気がついて居た折柄、其話をきいたので、さてはと思つた。然し、尙ほ念を入れ事實を確かめる必要がある。其時は丁度昭和六年度の木材流送中であつたものだから、現業員に一應現場を調べさせた。さうしたら、矢張り其事實があつた。即ち飛州會社の現業員島田豊平、田村與次、島田長太郎の三人が、本年一月二十一日の午後二時半頃水面を巡察した處、遠く電氣會社の公有水面占用区域内に木材を隠匿してある事を目撃したのである。此事實を確かめて、いよいよ人夫頭の話の眞實と解した。

そこで、此事件を高岡區裁判所に告訴した。其時の被告訴人は、左の如くである。

- |      |   |   |   |   |
|------|---|---|---|---|
| 昭電技師 | 稻 | 葉 | 重 | 司 |
| 同    | 松 | 浦 | 清 |   |
| 人    | 夫 | 中 | 島 | 浩 |
| 同    | 今 | 井 | 太 | 作 |

- |   |   |   |       |   |   |
|---|---|---|-------|---|---|
| 同 | 横 | 道 | 藤     | 太 | 郎 |
| 同 | 安 | 井 | (名不詳) |   |   |
| 同 | 遠 | 山 | (名不詳) |   |   |
| 同 | 始 | 澤 | 德     | 太 | 郎 |
| 同 | 山 | 田 | 良     | 作 |   |
| 同 | 荒 | 木 | 捨     | 吉 |   |
| 同 | 有 | 澤 | 繁     | 市 |   |

裁判所では告訴を受理し、石川検事が井波警察署に出張して、五月十八日より三日間、被告訴人を呼出して、事實の如何を訊問した。人夫達は一も二もなく、事實を有りの儘に白状した。然し、昭電の松浦君は、木材沈下と焼却の事實を認めながらも、それは流材でないと主張した。それ以前に、工事に買ったものを廢棄したのだと陳述したのである。

然らば、何故に見張小屋を設けたかと問はれた。

之に對して昭電の技師は、如何なる答辯をしたか、筆者は、未だ其の點まで聽いて居ない。



以上は、冒頭に断つて置いた通り、飛州側の云ふ處を其儘記述したものである。是が事實か否かは、裁判の結果を待つより外ない。

電氣會社側では、飛州側が人夫達を買収し、好い加減に事件を拵へたものと云つて居るとか然し、實際さういふ大膽な事が出来るかどうか。裁判の結果に依つて總べてが判明するのだから、今は只飛州側の云ふ處を、其儘記述するに止めて置く。

## 第二回の流材

昨年の暮から本年の一二月にかけて、庄川に第二年目の流材が行はれた。此流材が前年度に比較して、進歩した點は、富山縣廳が電氣會社に對して、次の三點を命令した事であつた。

- 一、木材流送期間中は、自然流量以上の水量を使用せぬ事
  - 二、冬季嚴寒の際は湛水區域内を晝夜間断なく汽船を航行せしめ、結氷を防止する事
  - 三、木材授受の場所に、飛州側から派遣せる一人の社員を立會はしめる事
- これで、昭和六年度の流材は前年度より進歩したが、それでも完全には行かなかつたらしい。電氣會社側は、前年度以上の成績だつたと吹聴して居るが、飛州側は大不平である。

飛州側は、斯う云つて居るのだ。

昭和六年度に、二十二萬五千石の木材を流した。其内、青島貯木場に到着したのは九萬三千石差引十三萬二千石が途中ウロ／＼になつた。但し、此途中のウロ／＼は、全部、流送設備の不完

全から生じた譯ではない。縣廳の中止命令も大に與つて居る。

前に一言した如く、飛州側は、昭和六年度の流材を行ふに當つて、富山縣廳に對し、木材の責任授受を行はして呉れるよりに出願した。さうすれば、木材が沈んだ沈まぬに就て、喧嘩が起らぬ。同時に又流送設備が完全だ、不完全だの争ひも自然解決する事になる——といふのが、其趣意であつた。

富山縣廳は、出願の趣意を認めながら、それに認可を與へなかつた。大方、喧嘩を慮つたのであらう。現場で兩方の者がカチ合へば、口論が起つて喧嘩になる。そして、其結果が人命に關するやうな事になる。富山縣廳は之を慮つたものであらう。

然し、飛州側からみれば、それは甚だ道理なき事だ。喧嘩が心配なら喧嘩をさせぬやうに取締るがよい。電氣會社側は沈んだ木材を沈まぬと云ひ、損じた木材を損ぜぬと云つて居る。之を裁判で争ふと馬鹿々々しく手数が掛る。現場で受渡の數量さへハッキリすれば、萬事解決するのだから、それを出願したのであるのに、却下するのは道理なき事と解し、更に再出願をした。それも却下になつた。そこで又出願をした。然し、それも却下になつた。三度び出願して三度び却下

となつた譯である。飛州側は、更に方面を變へて、電氣會社側に對して、其要求をした。

木材の責任授受は、必ずしも行政官廳の認可を必要とするものでない。所有權の保護は、民法に依つて保護されて居るのだから、受渡數量の明確なる記録は、相手方に對して當然要求する權利があるものとして、其要求をしたのであつた。

處が、電氣會社側は、それは縣廳の許可なき事だと云つて應じなかつた。その爲めに喧嘩が起つた。最初飛州側が電氣會社側の人夫を二人川の中へ叩き込んだ。

すると、電氣會社側は、其復讐として、飛州側の人夫を二人袋叩きにした上、川の中へ抛り込んだ。飛州側は、之に激昂し、大學して發電所を襲撃しようとした。縣廳は、それを知つて二月二十四日限り斷然木材の流送を中止させたのである。その爲めに、途中ウロ／＼になつた木材が可なり出來た。

それと流送中に湛水内に沈んだ木材と合して未到達の木材が十三萬二千石に上つたと飛州側は云ふのである。飛州側の云ふ事に多少の懸値があるとしても、多量の木材が無駄になつたは事實である。兩者の紛争が解決しないで、あたら木材が無駄になるのは、惜しい事である。

## 結 言

これで庄川問題の顛末を書き終つた。最後に筆者の感想を一言し、此記述を終る事にしたい。

これまで長々と庄川問題の顛末を書いた筆者には、色々の感想があるが、其中の最大なものを求めれば、弱者の悲哀といふ事である。弱者とは誰か。それは平野増吉君である。

平野君を弱者と云つたら、讀者は定めし奇異の感を催されるであらう。

平野君は、強者である。長良川事件以來二十餘年間、多くの電氣會社を相手にして闘ひ續け、毫も疲勞の色を見せないほどの強者である。

それを弱者と筆者は何故云ふか。筆者は、平野君個人の事を云ふのではない。平野君の立場を云ふのである。

一箇の平野君は強者である。當代に一寸類例を見ないほどの強者である。然し、平野君の立場は弱い。彼は一木材業者に過ぎない。中頃から出世して飛州木材の専務取締役となつたが、それ

でも、眇たる一木材會社の經營者たるに過ぎない。彼を喧嘩の相手方たる電氣會社に比較すればお月様とスツボンほどの相違である。

彼は強者を相手として戦つた。その爲めに彼は正しい主張をしても通らなかつた。そして非常な壓迫を受けた。彼はそれに反抗して悪戦苦闘を續けた。其の戦ひ振りは健氣にも又勇ましいが其立場を顧みれば一掬同情の涙を禁じ得ないのである。

假に、兩者が其立場を變へて相争ふとしたならば、其結果や如何。長良川事件にしても、木會川事件にしても、益田川事件にしても、乃至この庄川事件にしても、一ヶ月を出でないうちに、解決され終つたであらう。

彼は其立場が立場なるが故に、正しい事を言つても容れられなかつた。容易に解決さる可き問題も解決されなかつた。その爲めに、彼は二十餘年の久しきに亙つて戦ひ續けた。當時白面の青年だつた彼は、今や粗髪赭顔の老爺に化せんとして居る。彼は益なき戦に、男盛りの年代を空費したのである。弱者の悲哀を感じないで居られぬではないか。

只彼に就て惜しむ可き事は、中頃から田中、綿貫、乾といふが如き、兎角の世評ある人物と、

道連れになつた事だ。

是が爲めに、彼は著しく旗色を悪くした。

然し、考へてみれば、これとても彼に同情すべき事ではある。

彼は如何に意志の強い男であつても、無一物で戦ふ譯に行かない。戦ふには金が必要。殊に相手が頑強で、事件が長引くのでは、一層金が必要。その爲めに彼は田中、綿貫、乾の如き人物と提携したのであつた。彼が若し是等の人物と提携しなかつたならば、彼は途中で挫折し、彼の主張を続ける事が出来なかつたであらう。

それは彼の主張を一貫する爲めの止むを得ない手段であつたのだ。斯う考へてみると、此點にも彼に同情すべき處があるではないか。

然し、彼が兎角の批評ある人物と提携した事は、其情狀に酌量すべき點があつても、彼の行動の瑕瑾たる事は免れなかつた。彼の行動に此瑕瑾がなかつたならば、彼の主張はモツと生彩を發揮したであらう。

斯うした瑕瑾ならば、電氣會社側にもある。電氣會社は、自己の立場を有利にする爲めに、平

野と行動を共にして居た田中、綿貫を離間し、之を自己の味方に使役したのだから、寧ろその瑕瑾は、一層大きいとしなければならぬ。

要するに、筆者は此事件に於て、電氣會社側を憎らしく感じたのである。電氣會社側は、電氣會社側としては、色々の事を云つて居るが、それは要するに、自己辯護の範圍を出でない。所謂強者の驕辯である。大阪裁判所は、電氣會社を評し、

『與へられたる權利を頼みとし、之を無限に行使するものだ』

と云つたが、全く其通りである。與へられたる權利を無限に行使する事は、即ち強者の横暴を逞しうする事である。斯くては世の中が一層矢筈しくなる。電氣會社は、日本の大會社であるのだから、大所高所から打算して、弱者の立場にも同情し、問題の解決を圖つて欲しいものである。

(附記) 本文を書き終つた時、妥協の第一歩が成立したといふ報道を受けた。即ち内務省土木局長湯澤三千男氏の斡旋に依つて、兩者が次の如き事を妥協したのである。

(一) 今後共存共榮の趣旨を體し、運材作業は圓滿に之を行ふより兩者協調すること



918  
143

集 文 吉 賢 山 石 期 一 第 刊

7	6	5	4	3	2	1
庄川問題(下)	庄川問題(上)	紡織工場見學記	近代の事業家	上海紀行	我が郷土	私の雑誌經營
(目次) 形勢轉換—假處分—暴政—流材—双方の主張—實地檢證—木材廢棄—第二回の流材—結言	(目次) 緒言—長良川事件—木曾川事件—益田川事件—庄川水電—飛州木材—行政訴訟—加越鐵道問題—乾の後援—仲裁—反對運動	(目次) 若き紡績王に導かれて—倉敷絹織—愛知織物—豊田式織機—豊田自動織機—鐘淵紡績—大日本紡績—人絹織物	(目次) 昭和の五人男—事業家の型—事業家について	(目次) 上海紀行—名古屋の一日	(目次) 立直る町—新潟から佐渡へ—工業都市としての新潟—新潟縣の新興工業—人絹織物警見—今日の新潟縣	(目次) 創刊前—發刊—最初の難關—一周年—經營新案—伊藤監修—通信發行—體裁變更—本社新案—副業—震災—震災後記—雜誌の復活—事業會社

—以下續刊—

賣分由自・錢十五各價・頁百二均平卷各・製並版六A

終



十五價定●  
A格規準標本日